ふるさと岩出市応援寄附金返礼品登録申請書（共通返礼品）

　　　令和　　年　　月　　　日

|  |
| --- |
| 申　請　者 |
| 事業所名 |  |
| 事業所所在地 |  |
|  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 会社概要 |  |
| 商　品　概　要 |
| 地場産品基準 | □１号（岩出市内において生産されたもの）□２号（岩出市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの）□３号（岩出市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行ったもの）□４号、□５号、□６号、□７号□８号　　□イ　市町村返礼品の共通化　（市町村名　　　　　　　）□ロ　県返礼品の共通化　　　（返礼品名　　　　　　　）※いずれの場合においても、内容について、ヒアリングさせていただく可能性があります。 |
| 共通返礼品の取り扱い（８号の場合） | □元自治体において、出品していることを確認済み□取扱条件をクリアしている（※１ 青果物取り扱い事業者は同意書を要す）□共通返礼品の記載は、必須であることを了承□元自治体の寄附金額を下回っていない 元自治体における出品URL：　　　　　　　　　　　　　　 |
| 商品名 |  |
| 商品内容 |  |
| 商品ＰＲ |  |
| 市場価格（包装・箱代等含む） | 　　　　　　　　　　　　　　　　円※寄付金額の３割以下　 |
| 備　　考 |  |

（添付書類）商品の写真を添付してください（カラー、５メガ以内）

（注 意 点）申請の前に、岩出市商工会への事前相談を行ってください。

※１ 青果物を取り扱う場合は、元自治体内で収穫されたものであることを確認するため、生産者の同意書を必要とする。

**総務省告示第１７９号に記載された地場産品基準について**

（岩出市での運用例）

　返礼品登録には、１～８のいずれかの要件に該当するものであることが必須です。

１　市内で収穫、栽培等されたもの

　例）岩出市内の畑で収穫された玉ねぎ

２　原材料の主要な部分が、市内で収穫・栽培されたもの

　例）岩出市で収穫された黒あわび茸の佃煮

※加工が岩出市外でも原材料が岩出市産の黒あわび茸であれば登録可能

３　市内で製造・加工・その他の工程の内、主要な部分を行うことにより当該返礼品の半分を上回る重量や付加価値が生じているもの

　例）市内加工場で調理、加工された食糧加工品

４　市内で収穫・栽培等されたもので、近隣の他市町村内で収穫・栽培等されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）

　例）紀の里農協で岩出市と紀の川市の米をブレンドし、「○○米」として出荷されたもの

５　市のPRを目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズなど

　例）そうへぃちゃんグッズ

６　１～５の商品と、その他の商品とを組み合わせたもの（ただし、１～５の商品が、主要な部分を占めていること）

　例）市内で作られたスープと市外で作られた麺のラーメンセット

７　市内で提供される役務等であり、その役務の主要な部分が岩出市に関連するもの

　例）着付けをして根来寺で写真を撮るプラン

８ 近隣の他の市区町村と共同で共通の返礼品等とするもの、または和歌山県が複数の市区町村と連携し、共通の返礼品等とするもの

(ただし、元自治体の条件は満たす必要がある)

なお、岩出市では、上記の基準に加え、事業者の要件として

１　市内に本社（本店）、支社（支店）、営業拠点、生産拠点のいずれかがある法人または

個人事業者であること

２　市税等の滞納がないこと

３　代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団等の構成員等でないこと

４　インターネット環境が整っていること

のすべてを満たすことを条件としています。

※事業者や返礼品の要件を岩出市で審査のうえ、総務省に確認いただきます。

生産者の同意書

　　　　下記の商品について、ふるさと納税の共通返礼品として岩出市へ出品することを同意します。

　　　　　　商品名

　　　　　　生産地住所

生産者氏名

生産者連絡先